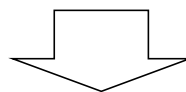


募集要項等に関する質問及び回答

No.	質問内容	回答
No.174 (修正前)	実施方針質疑No.44について「統括する工事監理企業における専任者（要求水準書p11）と建設業務における主任技術者（同p11）のいずれか1人を各現場に配置」と理解して宜しいでしょうか。	解体工事は兼務も可能です。



No.	質問内容	回答
No.174 (修正後)	実施方針質疑No.44について「統括する工事監理企業における専任者（要求水準書p11）と建設業務における主任技術者（同p11）のいずれか1人を各現場に配置」と理解して宜しいでしょうか。	建設企業における監理技術者又は主任技術者と工事監理企業における工事監理者は、どちらも配置してください。また、解体工事において、建設企業の監理技術者又は主任技術者、工事監理企業の工事監理者は複数現場の兼務は可能です。 なお、実施方針公表時の質問回答No.44の回答は、「複数敷地の作業が輻輳して稼働する場合は、建設企業の管理技術者又は主任技術者と工事監理企業における工事監理者のどちらも配置できる体制としてください。また、解体工事において、建設企業の監理技術者又は主任技術者、工事監理企業の工事監理者は複数現場の兼務は可能です。」に訂正します。